

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：建設業法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第420号）

規制の名称：（1）特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限の引上げ（建設業法施行令第2条、第7条の4関係）

（2）専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の下限の引上げ（第27条関係）

（3）技術検定の受検資格の見直し（第36条関係）

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：不動産・建設経済局建設業課

評価実施時期：令和3年3月19日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

（1）（2）事前評価時点では、長年にわたる建設投資の減少や競争の激化により経営を取り巻く環境が悪化している状況を踏まえ、将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、建設業法上の技術者配置に係る金額要件の見直しにより技術者の効率的な配置を図る必要があると想定し、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額、専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額に対する規制の緩和を必要としていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

（3）事前評価時点では、中長期的に若年入職者の減少等による建設工事の担い手の不足が懸念されている状況を踏まえ、将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、技術検定試験の受検資格の見直しにより若手技術者の入職促進及び早期育成を図る必要があると想定し、技術検定の受検資格における受検可能年齢に対する規制の緩和を必要としていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

（1）（2）事前評価時は、規制緩和が導入されなかった場合のベースラインとして、物価上昇や消費税増税が反映されず、近年の主任技術者・監理技術者の減少を踏まえると、配置可能な技術者が不足することにより、建設工事の適正かつ円滑な施工に懸念が生じることを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

（3）事前評価時は、規制緩和が導入されなかった場合のベースラインとして、若年入職者の減

少等により中長期的には建設工事の担い手が不足することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

(1)(2) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、建設業法上の技術者配置に係る金額要件の見直しにより技術者の効率的な配置を図るという当該規制の緩和の必要性は引き続き認められる。

(3) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、技術検定試験の受検資格の見直しにより若手技術者の入職促進及び早期育成を図るという当該規制の緩和の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

(1)(2)(3) 当該規制緩和による遵守費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

(1)(2) 当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

(3) 令和2年10月1日現在、技術検定の受検対象者を17歳以上の者まで広げることにより受検者が増加しているが、増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

(1)(2) 令和2年10月1日現在、請負金額の下限の引上げにより、技術者の配置について実質的な緩和がなされ、建設工事の適正かつ円滑な施工が促進されており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、効果は対象となる当該規制の緩和の適用を受けた建設業者の状況により異なることから、効果の定量的把握は困難である。

(3) 令和2年10月1日現在、技術検定の受検対象者を当該試験が行われる日が属する年度の末日時点で17歳以上の者まで広げることにより、7,901名の受検者が増加し、職業選択の対象としての建設業の早期認識および建設業界への入職が促進されるとともに、建設業における勤務継続意欲が向上し若者の離職が抑制されるという効果が発生しており、事前評価時の想定と

乖離はない。

なお、効果は対象となる当該規制の緩和の適用を受けた技術検定の受検者個人の状況により異なることから、効果の定量的把握は困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

(1)(2)(3) 上記のとおり当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

(1)(2)(3) 当該規制の緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

(1)(2) 令和2年10月1日現在、請負金額の下限の上げが行われた。当該規制の緩和に係る費用は発生しておらず、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の緩和に係る効果として技術者の配置について実質的な緩和がなされることで建設工事の適正かつ円滑な施工が促進されるという効果が発生している。

費用と効果を比較すると効果が費用を上回るものであり、当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。

(3) 令和2年10月1日現在、技術検定の受検対象者を当該試験が行われる日が属する年度の末日時点で17歳以上の者まで広げられた。当該規制の緩和に係る費用として、技術検定の受検者増加に伴い増加した事務の実施に係る行政費用が発生しているが軽微であると考えられ、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の緩和に係る効果として、技術検定の受検機会の拡大により職業選択の対象としての建設業の早期認識および建設業界への入職が促進されるとともに、建設業における勤務継続意欲が向上し若者の離職が抑制されるという効果が発生している。

費用と効果を比較すると効果が費用を上回るものであり、当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。